

防火・防災管理再講習を受講しよう

一定規模以上の防火対象物に**選任されている**甲種防火管理者及び防災管理者は、一定期間ごとに再講習を受講することが消防法令で定められています。

再講習を受講しない場合は**防火管理者や防災管理者が選任されていない**ものとして取り扱われます。期間内に必ず受講してください。

≪講習種別について≫

防災管理対象物で防災管理者に選任されている方

防火・防災管理再講習

収容人員300人以上の特定用途の防火対象物で甲種防火管理者に選任されている方

甲種防火管理再講習



≪受講期限について≫

① 選任された日から1年以内

防災管理者に選任された日の4年前までに防災管理新規講習又は防災管理再講習を修了した方

(例)

2016. 10. 1

講習修了

2021. 12. 1

選任

2022. 11. 30

までに受講

講習修了から選任までの期間が4年を超える

選任された日から1年以内に再講習

② 防災管理新規講習又は防災管理再講習を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内で①以外の方

(例)

2017. 10. 1

講習修了

4 / 1

2020. 12. 1

選任

2023. 3. 31

までに受講

講習修了から選任までの期間が4年以内

講習を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に再講習



防火管理者や防災管理者として選任される建物や事業所を管轄する消防署等にお問い合わせください。

防火防災管理講習について

